

新井保育園の建替え・民営化に伴う設置運営事業者の募集について

1 募集の概要

- (1) 新園の名称及び所在地
(仮称) 新井保育園 (中野区新井四丁目10番10号)
- (2) 用地の貸付け
新井保育園の跡地を新園の用地として30年間無償(営利法人の場合は有償)で貸し付ける。
- (3) 応募資格
平成19年4月1日現在、認可保育所を運営している事業者
- (4) 主な応募条件
 - ① 平成22年4月1日から新園を開設し、運営することができること。
 - ② 定員は、80人程度とすること。
 - ③ 新園は、認可保育所として東京都知事の設置認可を受けること。
 - ④ 用地の貸付期間中、安定的に継続して新園を運営すること。
 - ⑤ 生後57日からの0歳児保育、2時間延長保育、障害児保育及び在宅の乳幼児親子への子育て支援事業等を実施すること。
- (5) 補助
残存建物の解体撤去費補助、新園の施設建設費補助(社会福祉法人に限る。)等を行う。
- (6) 新園に関する主な提案事項
応募動機、建設・資金計画、運営理念、保育計画、定員、職員配置、延長保育料、家庭・医療機関との連携、事故防止・安全対策、虐待への対応、給食、苦情対応、地域における子育て支援、職員研修等
- (7) 設置運営事業者の選定方法
選定委員会の審査・選定結果を踏まえ区長が決定する。審査方法は、書類審査、応募者が運営する保育所の視察及びヒアリングとする。
- (8) 設置運営事業者の公表等
決定した設置運営事業者の名称、提案内容等については公表する。選定されなかった応募者の名称、提出書類等は公開しない。

2 今後のスケジュール

- (1) 募集開始 2月下旬
- (2) 応募締切り 4月中旬
- (3) 書類審査・視察・ヒアリング等 4月中旬～6月
- (4) 設置運営事業者の決定 6月